

学校法人 横須賀学院 寄附行為施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この施行細則は、学校法人横須賀学院寄附行為第45条の規定に基づき、この法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(処理規程)

第2条 寄附行為及びこの施行細則に規定されていない事項については、寄附行為及びこの施行細則に反しないと認める場合に限り、理事長はこの法人または各学校において処理規程を設けることができるものとする。

(教育施設)

第3条 この法人に、寄附行為第4条に規定する学校のほか、必要に応じ教育施設を附設する。

第2章 理事会

(理事会の業務決定の権限)

第4条 理事会は、この法人の業務について、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) この法人及びこの法人が設置する学校の組織、管理及び運営に関する基本方針
- (2) 理事長及び常務理事の選任並びに解任、理事及び評議員の選任、理事の解任、監事の候補者の選出及び解任
- (3) 教職員の人事及び給与に関する事項
- (4) 経理規程第61条(理事会決議事項)に定める理事会決定事項
- (5) 補助活動に関する重要事項
- (6) 解散及び合併
- (7) 寄附行為及び寄附行為施行細則の変更
- (8) 教育体系に関する重要な変更及び学則の変更
- (9) この法人及び各学校の重要な行事
- (10) その他理事会の定める諸規則の制定及び変更
- (11) 前10号に掲げるもののほか、重要または異例事項

(議事録の作成)

第5条 議長は、職員に書記を委嘱し、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は次回の理事会において朗読し、承認を得なければならない。

第3章 常務理事会

(常務理事)

第6条 この法人に常務理事を置くことができる。

(常務理事会)

第7条 常務理事会は常務理事をもって構成し、常務を処理する。

2 常務理事会には事務長を出席させることができる。

3 常務理事会は決定事項を理事長に報告しなければならない。

(財務担当理事及び労務担当理事)

第8条 理事長は、理事のうちから財務担当理事、労務担当理事各1名を選任し、常務理事会に出席させることができる。

(審議事項)

第9条 常務理事会は次の各号に掲げる事項を審議・整理し、必要事項を理事会に付議する。

(1) 学務に関する事項

(イ) 教育方針並びに計画に関する事項

(ロ) 学則その他主要規則に関する事項

(2) 財務に関する事項

(3) 人事に関する事項

(4) 表彰及び懲戒に関する事項

(5) 給与に関する事項

(6) 教職員組合との交渉に関する事項

(7) この法人の中長期計画に関する事項

(8) 各学校の諸式、諸行事に関する事項

(9) その他重要な事項

第4章 評議員会

(議事録の作成)

第10条 議長は職員に書記を委嘱し、議事録を作成させなければならない。

2 前項の議事録は次回の評議員会において朗読し、承認を得なければならない。

第5章 校務連絡会

(校務連絡会)

第11条 この法人に学院内連絡機関として校務連絡会を置く。

2 校務連絡会は院長が招集する。

- 3 校務連絡会は、院長、校長、副校長、教頭、事務長、学院宗教主任及び事務主事をもって構成する。
ただし、特に出席を要請された者は、この会に出席することができる。
- 4 校務連絡会は、各部署からの重要事項について報告を受けるとともに、諸式、諸行事に関する日程等を調整する。
- 5 各部署から提出された審議案件についてはその審議を常務理事会に付託する。

第6章 宗教教育協議会

(宗教教育協議会)

- 第12条 この法人に宗教教育に係る学院内連絡機関として宗教教育協議会を置く。
- 2 宗教教育協議会は院長が招集する。
 - 3 宗教教育協議会は、院長、校長、副校長、教頭、事務長、学院宗教主任及び各学校宗教主任をもって構成する。
ただし、特に出席を要請された者は、この会に出席することができる。
 - 4 宗教教育協議会は、宗教主任会での調整事項の報告を受けるとともに、宗教教育に係る重要事項等について協議する。
 - 5 宗教教育協議会に提出された審議案件については、必要によりその審議を常務理事会に付託する。

第7章 管理職

(院長)

- 第13条 この法人に院長を置き、その任期を3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 院長は、日本キリスト教団に所属するキリスト教徒であって、評議員会の意見を聞くことを経て、理事会において選任または解任される。
 - 3 院長に事故あるときは、理事会においてその職務の代行者を決定する。

(院長の職務権限)

- 第14条 院長の職務権限は、次の各号のとおりとする。
- (1) 学院全般を総理し、建学の精神に基づく教育方針を定め、これを実施する。
 - (2) 教職員を統括し、その任免につき理事会に具申する。
 - (3) 学院の教育全般について各学校校長に指導・助言を行う。
 - (4) 校務連絡会、宗教教育協議会、宗教主任会を招集し、その議長となる。その他必要に應じ会議を招集する。
 - (5) 学院全般の予算の組立、案配及びその経営の収支を統制する。
 - (6) 学院全般の行事を定め、これを実施する。

(7) 教職員組合との団体交渉においては理事会を代表する。

(校 長)

第 15 条 この法人の各学校に校長を置き、その任期を 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 校長は、福音主義に基づくキリスト教徒またはキリスト教教育の理解者であつて、院長の具申により、評議員会の意見を聞くことを経て、理事会において選任または解任される。

(校長の職務権限)

第 16 条 校長の職務権限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 院長を補佐し、各学校を代表して、その管理にあたる。
- (2) 各学校の教育方針および教育組織を定め、その実施にあたる。
- (3) 各学校の教育職員を統括し、その任免につき院長に具申する。
- (4) 教員会議を開催し、その議長となる。
- (5) 各学校の予算の組立、案配及びその収支を統括する。
- (6) 各学校の行事を定め、これを実施する。
- (7) 各学校の児童・生徒募集計画を立案し、これを実施する。

(事 務 長)

第 17 条 この法人に事務長を置き、その任期を 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 事務長は、福音主義に基づくキリスト教徒またはキリスト教教育の理解者であつて、院長の具申により、評議員会の意見を聞くことを経て、理事会において選任または解任される。

(事務長の職務権限)

第 18 条 事務長の職務権限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長及び院長を補佐し、校長に協力して、法人全般の事務を遂行し、その管理にあたる。
- (2) この法人の事務組織を定め、その実施にあたる。
- (3) 事務職員を統括し、その任免につき院長に具申する。
- (4) 経営計画を立案し、院長に具申する。

第 8 章 宗教主任

(宗教主任)

第 19 条 各学校に 1 名以上の宗教主任を置く。

2 宗教主任は、日本キリスト教団に所属する正教師または補教師であつて、校長の推薦により院長が任命し、校長の指示のもと各学校の宗教活動にあたる。

(学院宗教主任)

第 20 条 院長は、牧会もしくは宗教教育活動 3 年以上経験の宗教主任より、1 名を学院宗教主

任として任命する。

- 2 学院宗教主任の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 学院宗教主任は校務連絡会の構成員となる。
- 4 学院宗教主任は、院長の指示のもと各学校宗教主任を統括し、この法人の宗教教育並びに宗教教育全般の責任者となる。

(宗教主任会)

- 第21条 院長及び各学校宗教主任をもって宗教主任会を構成し、必要に応じて校務連絡会の構成員が加わる。
- 2 宗教主任会は、院長が招集し、各学校宗教行事及び宗教活動全般の連絡並びに調整を行う。

第9章 教育職員

(教育職員)

- 第22条 この法人に教育職員として、教諭及び講師(非常勤)を置く。
- 2 この法人に嘱託教諭(この法人が設置する学校に勤務した教諭が定年により退職した後、本人が再雇用を希望した者)、契約教諭、補助教諭等期限付教育職員を置くことができる。
 - 3 教育職員は、校長の統率のもとに、児童・生徒の教育および児童・生徒募集活動にあたる。

(副校長)

- 第23条 各学校に副校長を置くことができる。副校長は校長を助け、校長の命により校務の一部を掌り、校長が不在のときは、その職務を代行する。
- 2 副校長は校長の推薦により、院長が任命する。なお、副校長の任期を3年とする。ただし、再任を妨げない。

(教頭)

- 第24条 各学校に教頭を置く。教頭は校務を整え、校長及び副校長が不在のときは、その職務を代行する。
- 2 教頭は校長の推薦により、院長が任命する。

(主事)

- 第25条 各学校には、必要に応じて主事を置くことができる。主事は教務、入試広報等について校長を補佐してその業務を行う。
- 2 主事は校長の推薦により、院長が任命する。

第10章 事務職員

(事務職員)

- 第26条 この法人に事務職員として、事務員及び技術員を置く。

- 2 この法人に事務嘱託(この法人に勤務した事務員が、定年により退職した後、本人が再雇用を希望した者)、嘱託技術員(この法人に勤務した技術員が定年により退職した後、本人が再雇用を希望した者)、契約事務員及びパートタイマー等期限付事務職員を置くことができる。

(事務主事)

第 27 条 事務長のもとに、事務主事を置く。

- 2 事務主事は、担当事務を整え、事務長不在のときはその職務を代行する。
3 事務主事は、事務長の推薦により、院長が任命する。

第 11 章 職員の採用

(職員の採用)

第 28 条 職員(教育職員及び事務職員)採用の手続きは、次の各号による。

- (1) 教諭、嘱託教諭、契約教諭、補助教諭及び講師は、校長の推薦により、院長が理事会に具申し、理事会において決定する。
(2) 事務員、技術員、事務嘱託、嘱託技術員は、事務長の推薦により、院長が理事会に具申し、理事会において決定する。
(3) 契約事務員及びパートタイマー等期限付事務職員は、事務長の具申により院長が決定する。

第 12 章 定 年

(定年退職)

第 29 条 教諭(副校長、教頭、主事及び宗教主任を含む。)、事務員(事務主事を含む。)及び技術員は、年齢 60 歳に達した日の属する年度の末日をもって定年退職となる。

(管理職等の定年)

第 30 条 院長、校長、事務長は、年齢 60 歳を超える場合においても、理事会の決議により、その任期を更新延長し、または新規に選任することができる。

第 13 章 雑 則

(寄附行為施行細則の変更)

第 31 条 この寄附行為施行細則を変更しようとするときは、寄附行為の変更手続きに準じて行わなければならない。

附 則

この施行細則は、2008年4月1日から施行する。

この施行細則は、2013年11月1日から施行する。